破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１５７号
埼玉県幸手市大字上吉羽340番地２
破産者　森田　順平
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８７号
さいたま市岩槻区大字浮谷2042番地１　Ａ－203
破産者　盛田　育代
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３２号
さいたま市北区日進町１丁目40番地７　自衛隊
破産者　嶋　　史彰
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
埼玉県本庄市前原１丁目12番24号　エクセル前原101
破産者　磯野よし江（旧姓内田）
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０７５号
神奈川県厚木市三田169番地14　スマイルハウス第６－205号、開始決定時の住所名古屋市南区柴田町６丁目14番地　柴田マンション406号
破産者　小松　弘明
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９８号
愛知県半田市平地町３丁目55番地の14、従前の住所愛知県半田市亀崎高根町２丁目168番地　ドミールたかねＢ棟103号
破産者　髙瀬　基尚
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６８号
名古屋市南区明治２丁目15番７号　第三日鶴ビル507号
破産者　佐藤　詩子
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６０号
神戸市西区竜が岡１丁目16番地の７　サンライフ大谷101号
破産者　原田　良樹
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
神戸市西区竜が岡１丁目16番地の７　サンライフ大谷101号
破産者　原田　節子
１　決定年月日　平成28年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ｂ棟1405号　中尾方、住民票上の住所北海道江別市大麻園町21番地の10
破産者　丸山　伸子
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１２号
札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ｂ棟1405号
破産者　中尾　幸司
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３０号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地８　セルベッサ札幌レジデンス401号
破産者　田村　幸子（旧姓市橋）
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８５７号
北海道千歳市住吉３丁目10番15号
破産者　岡林　裕子
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
北海道白糠郡白糠町東１条南１丁目１番地34
破産者　折出　清子
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１８１号
沖縄県那覇市前島１丁目11番12号　テレホンビル603
破産者　仲里　　勝
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２０６号
群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧7457番地
破産者　池田　　嗣
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２７５号
埼玉県飯能市大字落合319番地１
破産者　常道　祐毅（旧姓久米）
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４２７号
埼玉県狭山市柏原692番地の15　柏原団地306
破産者　関口　由梨（旧姓木島）
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５５３号
埼玉県所沢市南住吉17番21号　ハイツ吾妻Ｂ－102
破産者　船橋　裕香（旧姓窪田）
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部